

指定管理者(公財)新潟市芸術文化振興財団 新潟県民会館大ホール使用料表 (平成27年4月1日現在)

◇ 施設使用料

(単位:円)

区 分		使用時間		午 前	午 後	夜 間	全 日	
				(9:00~12:00)	(13:00~17:00)	(18:00~22:00)	(9:00~22:00)	
入場料を徴収しない場合		平 日	準 備	32,200	57,190	80,010	163,800	
			本 番	1階席	32,200	57,200	80,000	163,900
				全 席	46,000	81,700	114,300	234,000
		土・日 休 日	準 備	48,300	76,580	99,400	210,700	
			本 番	1階席	48,300	76,600	99,500	210,700
				全 席	69,000	109,400	142,000	301,000
入場料を徴収する場合	入場料が 3,000円 以下の場合	平 日	準 備	32,200	57,190	80,010	163,800	
			本 番	1階席	35,400	62,800	87,900	180,200
				全 席	50,600	89,800	125,700	257,500
		土・日 休 日	準 備	48,300	76,580	99,400	210,700	
			本 番	1階席	53,200	84,200	109,300	231,700
				全 席	75,900	120,300	156,200	331,100
	入場料が 3,001円以上 5,000円 以下の場合	平 日	準 備	32,200	57,190	80,010	163,800	
			本 番	1階席	41,900	74,300	104,000	213,000
				全 席	59,800	106,100	148,500	304,300
		土・日 休 日	準 備	48,300	76,580	99,400	210,700	
			本 番	1階席	62,700	99,600	129,300	273,900
				全 席	89,700	142,300	184,600	391,300
	入場料が 5,001円以上 7,000円 以下の場合	平 日	準 備	32,200	57,190	80,010	163,800	
			本 番	1階席	54,700	97,200	136,000	278,500
				全 席	78,200	138,900	194,300	397,900
		土・日 休 日	準 備	48,300	76,580	99,400	210,700	
			本 番	1階席	82,200	130,200	169,100	358,100
				全 席	117,400	186,100	241,500	511,600
	入場料が 7,001円以上 9,000円 以下の場合	平 日	準 備	32,200	57,190	80,010	163,800	
			本 番	1階席	64,400	114,400	159,900	327,600
				全 席	92,000	163,300	228,500	468,000
		土・日 休 日	準 備	48,300	76,580	99,400	210,700	
			本 番	1階席	96,600	153,300	198,800	421,300
				全 席	138,000	218,900	284,100	601,900
入場料が 9,001円 以上の場合	平 日	準 備	32,200	57,190	80,010	163,800		
		本 番	1階席	80,500	143,000	200,100	409,600	
			全 席	115,000	204,200	285,700	585,100	
	土・日 休 日	準 備	48,300	76,580	99,400	210,700		
		本 番	1階席	120,900	191,500	248,600	526,700	
			全 席	172,600	273,600	355,200	752,400	
楽 屋	第 1	楽 屋		2,400	3,690	3,690	9,410	
	第 2	楽 屋		2,400	3,690	3,690	9,410	
	第 3	楽 屋		2,400	3,690	3,690	9,410	
	第 4	楽 屋		2,920	4,530	4,530	11,100	
		リ ハ ー サ ル 室		3,790	5,740	5,740	13,400	
	第 1	浴 室		1,780	1,780	1,780	3,570	
第 2	浴 室		1,780	1,780	1,780	3,570		

- (注) 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当りの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもって入場料とします。
 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日です。
 3 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。
 4 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合は、超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120%に相当する額とします。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とします。
 5 準備・練習又は後片付けのために使用する場合は、本番料金(入場料を徴収しない場合の本番料金をいう。)の70%に相当する額です。
 6 1回の使用に係る使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。